

02春健健第179号

令和2年5月29日

春日市議会議長 松尾 徳晴 様

春日市長 井 上 澄 和

(春日市新型コロナウイルス感染症対策本部

事務局：健康推進部健康スポーツ課)

新型コロナウイルス感染症追加支援対策に関する要望について（回答）

令和2年5月13日付けで要望がありました標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 児童生徒への教育支援について

(1) 要支援家庭等への更なる援助

臨時休業中、各小中学校では、定期的な家庭への電話連絡や課題引き渡しの機会などを捉えて児童生徒の様相を把握し、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフも活用し、支援を要する児童生徒への個別対応に努めてきたところです。学校再開後も、引き続き、個に応じた対応に努めてまいります。

また、就学前児童に関しては、個々の状況に寄り沿いながら、関係機関と連携し、継続的な支援に努めています。

なお、児童扶養手当の受給世帯については、5月2日議決の第1弾の緊急支援策において、対象児童1人当たり5千円の支援金の支給を決定しており、国の補正予算においても、児童扶養手当の受給世帯に対する支援策が設けられる見込みです。

(2) インターネットの活用とICTの更なる促進

臨時休業中の各小中学校の先駆的な取組を受けて、第1弾の支援策として、オンライン学習の環境整備を決定しており、次の段階として、児童生徒一人1台端末を

整備する「GIGAスクール構想」に対応するための環境整備を、早期に進めたいと考えています。

(3) 学校再開後の教職員・補助員等の人材確保

国のガイドラインに基づき、感染症対策を徹底した上で、段階的に小中学校の再開を進めており、教職員と市費配置のスタッフが一丸となって、きめ細やかな対応をしています。今後とも、人材確保については、学校現場の状況を踏まえ、必要に応じて対応してまいります。

(4) 学童保育の充実改善と衛生管理による感染防止

放課後児童クラブについては、本年4月からの新規の指定管理者が、学校休業期間中の児童を「全日開所」により受け入れ、国・県の感染防止に関する通知及び指定管理者の「危機管理マニュアル（健康、衛生管理）」に基づいた適切な運営を行っているところです。

2. 高齢者に対する支援について

(1) 独居高齢者の安否確認と生活支援の拡充

独居高齢者等に関しては、感染防止に留意しながら、配食サービス、あんしんコール事業、介護保険サービス等の様々な支援により、安否確認や生活支援を継続して行っています。

また、5月13日（水）には、自治会連合会、民生委員・児童委員連合協議会、社会福祉協議会及び行政による「新型コロナウイルス感染拡大に対応する地域連携会議」を開催し、様々な制約がある中で、関係者が連携・協力して、独居高齢者等の支援を行っていくことを確認しています。

(2) 健康保持のために、民間の協力事業者への支援

高齢者の健康保持に関しては、ストレッチ動画等のウェブサイト掲載やケーブルテレビ放映を行うとともに、関係機関等と連携して、介護予防事業に参加していた高齢者へ電話連絡や自宅でできる運動チラシの配付を行うなど、フレイル予防に取り組んでいます。

また、民間事業者に対しては、第1弾の支援策として、高齢者施設等への特別支援金（1施設等当たり10万円）の支給を決定し、5月22日議決の第2弾の支援

策として、新たに従業者を雇用する高齢者施設等に対する補助制度（職員1人当たり26万4千円）の実施を決定しました。

（3）介護事業所のICTを活用したサービスの促進

働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所においてもICTを活用した事務作業の効率化等が求められており、市としては、市内の事業者に対し、必要な情報の提供に努めてまいります。

3. 生活支援について

（1）失業・納税・生活費補助・申請手続等の特別相談窓口（コンシェルジュ）の設置

特別相談窓口を設置した場合、様々な分野の相談事項を抱えた市民が1箇所に集まり、密集状況が生じる可能性が高いことなど、課題が少なくありません。

本市においては、4月6日から新型コロナウイルス感染症に関する総合相談窓口を総務課と定めて、市民からの様々な問い合わせに対応するとともに、それぞれの支援の窓口等につないでおり、現時点では、この体制で対応していくことが適切と考えています。

（2）国・県・市の支援制度に対する、分かりやすいフローチャートの作成

第1弾の支援策は6月1日号、第2弾の支援策は6月15日号の市報かすかに掲載するとともに、国・県・市の支援策の一覧表を作成して、6月15日号の市報かすか別冊として、広く周知することにしていきます。また、市のウェブサイトにおいては、各支援策の詳しい情報を掲載し、随時、更新しています。

（3）三密に当たらない公共施設の部分的開放の検討

公共施設の休館や再開については、県知事の休業要請等の方針を踏まえながら、感染拡大の防止に留意して判断しており、緊急事態宣言の解除に伴い、順次、再開しているところです。

4. 中小企業・個人事業主に対する支援について

（1）国・県の持続化給付金支援等の対象外事業者への単独給付金の支給

市内の中小企業等については、第1弾の支援策として、売上げが大きく減少している事業者への応援金（1者10万円を国・県の給付金に上乗せ）を決定し、第2弾の支援策として、この応援金の対象外事業者も含め、市内の全ての事業者に対す

る支援金（1事業者5万円）を決定しました。

(2) 事務所店舗等の家賃一部補助や、減額協力した家主への協力金の支給

店舗等の家賃については、国の補正予算において支援の枠組みが設けられる見込みです。

事業者に関しては、「持続化給付金」や「緊急雇用調整助成金」など、国・県・市の様々な支援制度や融資制度を総合的に組み合わせながら支援していくことが必要と考えており、市としては、商工会と連携協力して、適切な情報提供と相談対応に努めてまいります。

(3) 休業要請・時短営業に協力した事業者への奨励金の支給

本市においては、県知事の要請に応じて休業や時短営業をした事業者だけでなく、幅広い事業者が新型コロナウイルスの影響を受けているとの観点から、上記(1)の事業者支援策を決定したところです。

(4) 各種支援制度の申請書作成及び手続の専用窓口（コンシェルジュ）の設置

本市では、国・県・市の各種支援制度を一覧表にまとめ、商工会と連携協力して、事業者への情報提供や各種相談に対応しています。国や県の支援制度については、それぞれ専用の窓口が設けられており、市として、別途窓口を設けることは、考えておりません。

5. 医療への支援について

(1) 感染者家族への対応と早急な物的支援

感染者に関する対応は、保健所を設置している政令市及び久留米市を除き、県が担っており、本市には、感染者及びその家族に関する個人情報はありません。

市として、感染者家族に直接支援を行うことは困難ですが、感染者家族に対する県の対応や支援に不足を来している状況があれば、県に要望していきたいと考えています。

(2) 市内医院等への衛生物品（PPE）の確保と提供

医療機関における衛生物品の確保については、国・県から支援が行われており、本市としては、3月下旬に筑紫医師会の要望を受け、委託業務等に使用するマスクを提供しています。

今後も医療機関等への衛生物品等については、筑紫医師会及び県と情報共有しながら対応していきます。

6. 障害者支援について

(1) 家族に対する早急な支援

本市においては、本年4月1日から、新たに基幹相談支援センターを設置しており、相談内容に応じて、緊急的な支援や対応を行うようにしています。

(2) 施設等開所に向け、衛生物品（PPE）の確保と提供

衛生物品については、日頃から各事業所において感染症対応物品の確保等に努められています。

市は、第2弾の支援策として、障がい福祉施設等の従事者が安心して働き続けられるための取組みに活用されることを目的に、特別支援金（1事業所当たり5万円）の支給を行うことを決定しています。

(3) 障がい者の就労賃金減による経済的支援

就労継続支援（A、B型）等の就労型の通所事業所において、新型コロナウイルス感染防止を目的として、利用者が在宅で勤務することなどの在宅支援等を行った場合、一定の要件を満たせば通常の算定により請求を行うことが、国の通知により認められているところです。そのため、事業所の収入は大幅な減になっていないと想定され、就労者の賃金も大幅な減にないものと考えております。

7. 財源について

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限に活用

第1弾及び第2弾の支援策として決定した事業のうち、臨時交付金の対象となる見込みの市単独事業は、臨時交付金の本市分の第一次交付限度額を上回る規模となっています。

今後の第二次交付分を含め、本市としては、臨時交付金を最大限活用してまいります。